

(方向指示器)

第45条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第41条の規定並びに細目告示第59条、第137条及び第215条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

イ 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30メートルの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。ただし、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650ミリメートル未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車^{けん}にあつては、この限りでない。

ロ 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅0.8メートル以下の自動車並びに前号ただし書の自動車^{けん}にあつては、この限りでない。

ハ 自動車(車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車(セミトレーラ^{けん}を牽引する牽引自動車^{けん}、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8メートル以下の自動車並びにイに掲げるただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。

ニ 大型貨物自動車等には、両側面の前部(被牽引自動車^{けん}に係るものを除く。)及び中央部に方向指示器を備えること。

ホ 牽引自動車^{けん}(ロに掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車^{けん}とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態においてイの本文、ロの本文及びハの規定に適合するように方向指示器を備えること。

ヘ 大型貨物自動車等である牽引自動車^{けん}及び被牽引自動車^{けん}には、ニの規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車^{けん}(ロに掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車^{けん}とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車^{けん}又は被牽引自動車^{けん}にイの本文及びロの本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。

ト イのただし書の自動車(被牽引自動車^{けん}を除く。)で長さ6メートル以上のもの及び牽引自動車^{けん}と被牽引自動車^{けん}とを連結した状態における長さが6メートル以上となる場合における牽引自動車^{けん}(ロに掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))に限る。)又は被牽引自動車^{けん}には、イの本文の規定に準じて方

向指示器を備えること。

二 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100メートル(前号ハ、ニ(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、ホ又はヘ(ニの規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30メートル)の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ 方向指示器の灯光の色は、^{とろ}橙色であること。

ハ 方向指示器の指示部は、次の表の上欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の下欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範 囲
一 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45度の平面及び方向指示器の外側方向80度の平面により囲まれる範囲
二 三及び四に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(第3号りに規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5度の平面及び方向指示器の外側方向60度の平面により囲まれる範囲
三 次のイからニまでに掲げる自動車(長さ6メートル以下のものを除く。)並びにホ及びへに掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(第3号りに規定するものを除く。) イ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30度の平面及び下方5度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5度の平面及び方向指示器の外側方向60度の平面により囲まれる範囲

<p>ロ その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>ハ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの</p> <p>ニ その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のものの形状に類する自動車</p> <p>ホ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの</p> <p>ヘ その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トンを超えるものの形状に類する自動車</p>	
<p>四 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り 自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方15度の平面及び下方15度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向5度の平面及び方向指示器の外側方向45度の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向5度の平面及び方向指示器の外側方向60度の平面により 囲まれる範囲</p>

三 方向指示器は、前号（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては同号ハの表aに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては同表a、b及びcに係る部分を除く。）に掲げる性能（方向指示器の指示部の上縁の高さが地上0.75メートル

未満となるように取り付けられている場合にあつては、同表a及びbの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車(けんを除く。))であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車(けんを除く。))であつて車両総重量3.5トン以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(燈光の色が橙色であるものに限る。)が同表aに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表aの基準中「外側方向80度」とあるのは「外側方向45度」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。イ 方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。ロ 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること

(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)

- ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600ミリメートル(幅が1300ミリメートル未満の自動車にあつては、400ミリメートル)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車(けんけん)に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。
- ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300ミリメートル(光源が8ワット以上のものにあつては250ミリメートル)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150ミリメートル以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。
- ホ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その指示部の上縁の高さが地上2.1メートル(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の両側面に備えるものにあつては、2.3メートル)以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ)となるように取り付けられていること。
- ヘ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器の指示部の中心は、地上2.3メートル以下となるように取り付けられていること。

- ト 第1号ハ及びホの自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から2.5メートル以内（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては2.5メートル以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあつては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。）の60パーセント以内、長さ 6メートル以上の自動車にあつては自動車の長さの60パーセント以内）となるように取り付けられていること。
- チ 第1号ニの自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取り付けられていること。
- リ 第1号ニ及びヘの自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2.5メートル以内（被牽引自動車にあつては、自動車の前端から4.5メートル以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1メートルの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1メートルから自動車の後端までに相当する点における地上1メートルから1.6メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。
- ヌ 第1号ヘの自動車の両側面に備える方向指示器（前号に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの60パーセント以内となるように取り付けられていること。
- ル 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- 四 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第1号ロからニまで、第2号ハの表のa（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、b及びc並びに第3号ト及びチ

二 昭和35年3月31日以前に製作された自動車 ^{けん} で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が650ミリメートル未満のもの	第1号
三 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車 ^{けん} で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取りハンドルの中心から当該牽引自動車 ^{けん} の最外側までの距離が650ミリメートル未満のもの ^{けん} と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車 ^{けん} で牽引自動車 ^{けん} のかじ取りハンドルの中心から当該被牽引自動車 ^{けん} の最外側までの距離が650ミリメートル未満のもの ^{けん} とを連結した場合における牽引自動車 ^{けん} 及び被牽引自動車 ^{けん}	第1号ホ及び第3号ト（第1号ホの自動車に関する部分に限る。） 第3号ヌ
四 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車 ^{けん} と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車 ^{けん} とを連結した場合における牽引自動車 ^{けん} 及び被牽引自動車 ^{けん} （前号の牽引自動車 ^{けん} 及び被牽引自動車 ^{けん} を除く。）	第3号ニ（間隔に関する部分に限る。） 第1号イ
五 昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	第2号ハの表のd
六 昭和44年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	

七 平成17年12月31日以前に製作された自動車

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第2号ロ	どう 橙色であること。	どう 黄色又は橙色（第3号リに規定する方向指示器にあつては、どう 橙色）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものであるものは白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側

<p>二 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車(前項第3号の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>三 昭和44年9月30日以前に製作された自動車</p>	<p>第1号ホ</p> <p>第1号ヘ</p> <p>第1号ロ</p> <p>第1号ハ</p> <p>第2号ハの本文 第2号ハの表方向指示器の種類の 項 第2号ハの表の a 第2号ハの表の b</p>	<p>イの本文、ロの本文及びハの規定 イの本文及びロの本文の規定に適合するように、かつ、両側面に</p> <p>自動車の後面</p> <p>大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅0.8メートル以下の自動車 自動車(車両総重量が</p> <p>範囲においてすべての位置 範囲</p> <p>範囲 方向指示器の中心を通り自動車の進行方</p>	<p>方に表示するためのもの(第3号リに規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。</p> <p>イの本文の規定 イの本文の規定に適合するように</p> <p>長さ6メートル以上の自動車の後面幅0.8メートル以下の自動車</p> <p>長さ6メートル以上の自動車(車両総重量が位置 位置</p> <p>範囲におけるすべての位置 前号ロの方向指示器を結ぶ直線</p>
--	--	---	--

		<p>向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5度の平面及び方向指示器の外側方向60度の平面により囲まれる範囲</p> <p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30度の平面及び下方5度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5度の平面及び方向指示器の外側方向60度の平面により囲まれる範囲</p> <p>自動車の前端から2.5メートル以内(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつ</p>	<p>上で自動車の最外側から1.5メートル外側の位置</p> <p>前号ロの方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から1.5メートル外側の位置</p> <p>自動車の長さ (^{けん}牽引自動車と^{けん}被牽引自動車とを連結した場合</p>
第2号ハの表の	c		
第3号ト			

		<p>ては2.5メートル以内又は自動車の長さ^{けん}けん(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあつては、^{けん}けん牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。)の60パーセント以内、長さ6メートル以上の自動車にあつては自動車の長さの60パーセント以内)</p> <p>自動車</p>	<p>にあつては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さ。以下この号において同じ。)の60パーセント以内</p>
<p>四 昭和48年11月30日以前に製作された自動車</p>	<p>第3号チ</p> <p>第2号イ</p>	<p>自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に100メートル(前号ハ、ニ(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、ホ又はヘ(ニの規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、30メートル)の距離から昼間において点灯を60回点滅するものである</p>	<p>自動車(長さ6メートル以上のものに限る。)</p> <p>自動車の長さの60パーセント以内に30メートルの距離から指示部の形状が</p> <p>50回点滅し、又は光</p>
	<p>第3号イ</p>		

	<p>第4号</p>	<p>こと。</p> <p>点滅する構造とすることができる。</p>	<p>度が増減するものであること。ただし、第3号りに規定する方向指示器にあつては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p> <p>点滅し、又は光度が増減する構造（第3号りに規定する方向指示器にあつては、点滅する構造）とすることができる。この場合においては、当該方向指示器（第3号りに規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p>
--	------------	------------------------------------	---

<p>五 昭和35年4月1日から 昭和48年11月30日までに 製作された自動車</p>	<p>第2号ロ</p>	<p>^と橙色であること。</p>	<p>黄色又は^と橙色 (第3号リに規定する方向指示器にあつては、^と橙色)であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあつては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(第3号リに規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。 あること。</p>
<p>六 平成17年12月31日以前 に製作された自動車</p>	<p>第2号イ 第2号ハの表の a</p>	<p>あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 前面又は後面方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進</p>	<p>後面 第42条第1項第2号ニに規定する範囲に準じた範囲</p>

	<p>第3号第3号ハ</p>	<p>行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45度の平面及び方向指示器の外側方向80度の平面により囲まれる範囲同表a、b及びc 取り付けられていること。</p>	<p>a及びb 取り付けられていること。ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50パーセント以上であるものにあつては、この限りでない 中心の高さが地上2.3メートル以下</p>
	<p>第3号ホ</p>	<p>上縁の高さが地上2.1メートル(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動車の両側面に備えるものにあつては、2.3メートル)以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないうものにあつては、取り付けすることができる最高の高さ)</p>	

- 4 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、第1項第2号及び第3号(トからヌまでを除く。)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備え

ることができる。ただし、第1項第3号リの規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

- 一 指示部は、長さ80ミリメートル以上、最大幅40ミリメートル以上の赤色又は橙色の矢形であること。
 - 二 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30メートルの距離から指示部の形状が確認できるものであること。
 - 三 方向指示器は、自動車の幅の50パーセント以上の間隔を有するものであること。
 - 四 方向指示器は、第1項第3号ロ、ニ、へ及びル並びに第3項第6号の規定により読み替えられた第1項第3号ホの基準に準じたものであること。
- 5 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、第1項第2号及び第3号イからホまでの規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、第1項第3号リの規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。
- 一 指示部の両表示面の形状は、長さ160ミリメートル以上、最大幅35ミリメートル(長さ6メートル以上の自動車(後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30メートルの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。))にあつては、長さ180ミリメートル以上、最大幅40ミリメートル)以上の剣形又は矢形であること。
 - 二 方向の指示を表示する方向30メートルの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。
 - 三 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。
 - 四 指示部の両表示面は、橙色(昭和39年12月31日以前に製作された自動車に備えるものにあつては赤色又は橙色)に表示されるものであること。
 - 五 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。
 - 六 取付位置は、地上2.3メートル以下であること。
- 6 第3項の表第4号の規定により読み替えられた第1項第3号イの規定の適用を受ける光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- 一 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
 - 二 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の3倍(昭和35年3月31日以前に製作された自動車に備えるものにあつては、2倍)以上であること。
- 7 昭和44年10月1日から平成17年12月31日(第1項第2号ハの表のcに掲げる自動車にあつては平成22年3月31日)までに製作された自動車については、同項第2号ハの表のb及びc並びに第3号本文(同項第2号ハの表のbに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、自動車の両側面に備える方向指示器(同項第3号リに規定するものを除く。)は、次の基

準に適合する構造とすることができる。

- 一 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8メートル以下の自動車並びに第1項第1号イのただし書の自動車を除く。)の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあつては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1メートルの距離に相当する点における地上1メートルから2.5メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。
 - 二 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1メートルの距離に相当する点における地上1メートルから2.5メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。
 - 三 牽引自動車(第1項第1号ロのただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあつては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1メートルの距離に相当する点における地上1メートルから2.5メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるものであること。
- 8 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23の規定は、適用しない。
- 9 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添94 2.3.1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成17年国土交通省告示第1437号)による改正前の細目告示別添94 2.3.1の規定に適合するものであればよい。
- 10 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 4.6.4.2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示(平成18年国土交通省告示第381号)による改正前の細目告示別添52 4.6.4.2の規定に適合するものであればよい。
- 11 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添73 3.7の規定は、適用しない。
- 12 保安基準第41条第3項及び細目告示第59条第3項の規定が適用される自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 4.6.8.1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通

省告示第869号)による改正前の細目告示別添52 4.6.8.1.の規定に適合するものであればよい。

- 13 保安基準第41条第3項及び細目告示第59条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成20年7月11日から平成23年1月10日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版6.5.8.の規定にかかわらず、協定規則第48号第3改訂版補足第3改訂版6.5.8.の規定に適合するものであればよい。
- 14 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第59条第1項、別添52 2.13.及び別添73 3.5.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第1217号)による改正前の細目告示第59条第1項、別添52 2.13.及び別添73 3.5.の規定に適合するものであればよい。
- 15 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成21年国土交通省告示第771号)による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。
- 16 保安基準第41条第3項及び細目告示第59条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 17 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3.7.1.2.2.の規定は、適用しない。
- 18 保安基準第41条第3項及び細目告示第59条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 19 保安基準第41条第3項及び細目告示第59条第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 20 平成29年11月17日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第59条、第137条及び第215条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第1078号)による改正前の細目告示第59条、第137条及び第215条の規定に適合するものであればよい。
- 21 平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細

目告示第59条第1項及び第3項並びに第137条第4項並びに第215条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第59条第1項、第2項及び第3項並びに第137条第4項並びに第215条第4項の規定に適合するものであればよい。

22 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添52 4.6.7.4.の規定は、適用しない。

一 平成31年2月9日以前に製作された自動車

二 平成31年2月9日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

23 保安基準第41条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第59条第1項、別添52 3.9.3. 及び4.6.8.1. 並びに別添53 4.3.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第59条第1項、別添52 3.9.3. 及び4.6.8.1. 並びに別添53 4.3.1.の規定に適合するものであればよい。